

燕市地方就職支援金 Q & A

令和6年10月1日

【目次】

①対象となる就職活動について

- Q1：6月1日以降の面接にかかる費用とありますが、採用内定日は10月1日以降である必要はありますか？
- Q2：1次面接や最終面接等、どの時点の面接が対象となりますか？
- Q3：6月1日以前のいわゆる早期選考で内定を得た場合は対象となりますか？
- Q4：内定が10月1日以降であれば、それ以前に内々定をもらっていても対象となりますか？
- Q5：複数の企業が集まる合同企業面接会なども対象となりますか？
- Q6：面接ではなく、内定後の内定式、内定者懇談会等、研修参加などに要した費用は対象となりますか？
- Q7：就職活動先の会場が本社所在地や就業予定地でない場合、また東京圏内の会場である場合は対象となりますか？

②内定企業について

- Q1：内定先企業の所在地が、燕市以外の市町村である場合は対象となりますか？
- Q2：本社が新潟県外にある企業ですが、新潟県内の事業所で勤務する場合は対象となりますか？
- Q3：就職先が大企業や個人事業主である場合も対象となりますか？
- Q4：5年以内に転勤の可能性が少しでもある場合は、対象外となりますか？

③大学の要件について

- Q1：大学院、短期大学、専門学校は対象となりますか？
- Q2：大学を留年・休学した場合、対象となる卒業年次はいつになりますか？

④居住要件について

- Q1：住民票を異動せずに東京圏に居住し、大学に通っていましたが、対象となりますか？
- Q2：移住元要件の中で「大学の卒業年度において、東京圏内（条件不利地域を除く）に継続して在住している」とありますが、例えば、単位をすでにとり終わっていて、採用内定を得ている学生が、卒業年度の年度末より前に燕市に転入した場合は対象になりますか？

⑤対象経費について

- Q1：対象となる経費には宿泊費も含まれますか？
- Q2：自家用車を利用した場合の高速道路料金やガソリン代は対象となりますか？
- Q3：徒歩や自転車を利用した場合は対象となりますか？
- Q4：同一企業の採用面接を複数回受けた場合、複数回をまとめて1回分として申請できますか？
- Q5：出発地や帰着地が住所地以外の場合（複数地域で就職活動をする場合など）、対象経費はどのようなになりますか？

Q6：新潟県が実施する交通費補助（U・I ターン学生就職面接等交通費助成事業）など、本補助金以外の補助を受ける場合は対象外となりますか？

⑥提出書類について

Q1：交通費の領収書は必須でしょうか？（在来線等の領収書が発行されない経路や、領収書を紛失した場合は対象外でしょうか？）

Q2：交通費の領収書の日付は、面接日から前後どの位の期間が有効となりますか？

⑦補助金の返還規定について

Q1：燕市に支援金の申請をしましたが、採用後の配属先が燕市から遠い支店であったため、この支店に近い別の市に転入することになりました。支援金は返還対象となりますか？

Q2：申請時に報告した内定企業（企業A）ではなく、別の内定企業（企業B）に就職することになりました。この場合、補助金の返還が必要ですか？また、企業Bに就職するという内容で補助金を申請し直すことはできますか？

Q3：補助金返還の規定に「就業から1年以内に要件を満たす就業先を辞した場合（ただし、退職日から3カ月以内に県内の別の企業に就業する場合は除く。）」とありますが、再就職する企業が県内の企業であっても、補助金要綱の「就業先に関する要件」を満たしていない場合は返還対象となりますか？

⑧交付決定・請求手続について

Q1：申請書の提出から交付決定までにはどれくらいの時間がかかりますか？

Q2：交付決定の後、請求の手続はどのようになりますか？

① 対象となる就職活動について

Q1：6月1日以降の面接にかかる費用とありますが、採用内定日は10月1日以降である必要はありますか？

A1：採用内定日は10月1日以降である必要があります。

Q2：1次面接や最終面接等、どの時点の面接が対象となりますか？

A2：6月1日以降の採用面接であれば、どの時点の面接かは問いません。

Q3：6月1日以前のいわゆる早期選考で内定を得た場合は対象となりますか？

A3：対象となりません。

Q4：内定が10月1日以降であれば、それ以前に内々定をもらっていても対象となりますか？

A4：内定日が10月1日以降であれば、補助金の対象となります。

Q5：複数の企業が集まる合同企業面接会なども対象となりますか？

A5：対象となりません。対象は個別の採用面接及び採用試験に限ります。

Q6：面接ではなく、内定後の内定式、内定者懇談会等、研修参加などに要した費用は対象となりますか？

A6：選考ではないため、対象となりません。

Q7：就職活動先の会場が本社所在地や就業予定地でない場合、また東京圏内の会場である場合は対象となりますか？

A7：対象となります。

② 内定企業について

Q1：内定先企業の所在地が、燕市以外の市町村である場合は対象となりますか？

A1：内定先企業の所在地が新潟県内であれば対象となります。

Q2：本社が新潟県外にある企業ですが、新潟県内の事業所で勤務する場合は対象となりますか？

A2：本社が新潟県外にある企業であっても、本社の所在地が東京圏以外の地域（または東京圏内の条件不利地域）であり、勤務地が新潟県内であれば対象となります。

Q3：就職先が大企業や個人事業主である場合も対象となりますか？

A3：対象となります。

Q4：5年以内に転勤の可能性が少しでもある場合は、対象外となりますか？

A4：燕市からの転居が必要となる勤務地への転勤の可能性がある場合は、申請要件を満たさず、対象外となります。

③ 大学の要件について

Q1：大学院、短期大学、専門学校は対象となりますか？

A1：対象となりません。

Q2：大学を留年・休学した場合、対象となる卒業年次はいつになりますか？

A2：実際に卒業を予定する年次が対象となります。

④ 居住要件について

Q1：住民票を異動せずに東京圏に居住し、大学に通っていましたが、対象となりますか？

A1：住民票を異動していなくとも、居住実態が把握できれば申請は可能です。居住実態の証明のために、以下のいずれかの提出が必要です。

- ・賃貸住宅の賃貸借契約書（卒業年度の複数月の家賃の振込明細や引き落とし履歴を合わせて提出）
- ・卒業年度の複数月の公共料金領収書

Q2：移住元要件の中で「大学の卒業年度において、東京圏内（条件不利地域を除く）に継続して在住している」とありますが、例えば、単位をすでにとり終わっていて、採用内定を得ている学生が、卒業年度の年度末より前に燕市に転入した場合は対象になりますか？

A2：原則として卒業年度の3月末まで東京圏に在住していることを想定している制度ですが、最低限、申請時点において東京圏に在住する必要があります。

⑤ 対象経費について

Q1：対象となる経費には宿泊費も含まれますか？

A1：対象経費は交通費のみであり、それ以外の経費（宿泊費、食卓費、日当など）は含みません。

Q2：自家用車を利用した場合の高速道路料金やガソリン代は対象となりますか？

A2：対象となりません。

Q3：徒歩や自転車を利用した場合は対象となりますか？

A3：対象なりません。

Q4：同一企業の採用面接を複数回受けた場合、複数回をまとめて1回分として申請できますか？

A4：できません。複数回のうちの1回分のみが対象経費となります。

Q5：出発地や帰着地が住所地以外の場合（複数地域で就職活動をする場合など）、対象経費はどのようになりますか？

A5：実際の経路は問わず、東京圏の住所地から就職活動先までの最短経路での往復交通費が対象となります。

この場合、住所地を出発してから帰宅するまでの全ての交通費の領収書を提出いただいたうえで、最も合理的かつ経済的な経路での交通費を算出し、対象経費とさせていただきます。

Q6：新潟県が実施する交通費補助（U・Iターン学生就職面接等交通費助成事業）など、本補助金以外の補助を受ける場合は対象外となりますか？

A6：同一経費に対して、本補助金以外の補助を受ける場合は対象外となります。

ただし、同一企業での採用面接であっても、実施日が異なる場合や、往復のうちいずれか一方のみ補助を受けるなど、他補助制度と重複していない場合は対象となります。詳しくはお問合せください。

⑥ 提出書類について

Q1：交通費の領収書は必須でしょうか？（在来線等の領収書が発行されない経路や、領収書を紛失した場合は対象外でしょうか？）

A1：領収書は必須であり、領収書がない場合は対象外となります。

Q2：交通費の領収書の日付は、面接日から前後どの位の期間が有効となりますか？

A2：面接日の前後1日を基本としており、それ以上の場合は合理的な理由が必要です（別途状況を説明する書類の提出を求める場合があります）。

⑦ 補助金の返還規定について

Q1：燕市に支援金の申請をしましたが、採用後の配属先が燕市から遠い支店であったため、この支店に近い別の市に転入することになりました。支援金は返還対象となりますか？

A1：燕市以外の自治体に転入した場合は、支援金は返還対象となります。

Q2：申請時に報告した内定企業（企業A）ではなく、別の内定企業（企業B）に就職することになりました。この場合、補助金の返還が必要ですか？また、企業Bに就職するという内容で補助金を申請し直すことはできますか？

A2：補助金の交付前（振込前）であれば、申請を取り下げることにより返還の必要はなくなります。また、当該年度の申請期間内であれば、企業Bの内定証明書を添付して申請し直すことは可能です（ただし、予算の上限に達した場合は受付できません）。

Q3：補助金返還の規定に「就業から1年以内に要件を満たす就業先を辞した場合（ただし、退職日から3カ月以内に県内の別の企業に就業する場合は除く。）」とありますが、再就職する企業が県内の企業であっても、補助金要綱の「就業先に関する要件」を満たしていない場合は返還対象となりますか？

A3：再就職先の企業が「就業先に関する要件」を満たしていない場合、返還対象となります。

⑧ 交付決定・請求手続について

Q1：申請書の提出から交付決定までにはどれくらいの時間がかかりますか？

A1：通常、申請書を受理してから2週間程度で審査を行い「交付決定通知書」を郵送します。ただし、書類に不備がある場合や、申請内容に疑義が生じた場合は、地域振興課から申請者へ電話またはメールでご連絡し、書類の訂正や追加提出をお願いしますので、期間が2週間を超える可能性もあります。

Q2：交付決定の後、請求の手続はどのようになりますか？

A2：申請書の提出後、地域振興課から「交付決定通知書」を郵送します。この際に「実績報告書兼請求書（様式第5号）」を同封しますので、必要事項を記入・押印いただき、振込先が確認できるものの写し（通帳、キャッシュカードなど）と合わせてご提出ください。

通常、地域振興課へ請求書類の提出があった日の翌月末までには、指定の銀行口座に補助金を振り込みます。

振込日の指定はできません。また、振込完了のお知らせは行いませんので、記帳いただくなどの方法によりご確認いただくか、お問合せください。